

藤原宮第55次発掘調査現地説明会資料

1987年 9月 5日 奈良国立文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部 加藤 優

調査地点 橿原市高殿町西沖殿417 ほか

調査期間 1987年 5月11日～継続中

当調査部では10年程前より東面北門・大垣付近から西方に向け計画調査を実施してきており、主として宮の東側を画する諸施設や東方官衙（役所）地域の様子を明らかにしてきた。1984年の第41次調査、1985年の第44次調査では、ある官衙を区画する大規模なL字状の塀がみつき、藤原宮期にその中での建物の改作のあることもわかった。第55次調査地は第44次調査地の西に接する東西57m、南北40mの水田で、東は東方官衙地域、西は内裏地域に及ぶ。今回の調査は、官衙区画の西限の塀を確認するとともに、内裏の東側の区画（外郭塀）やその東の大溝などを検出し、さらに内裏内にも調査が及ぶので、その様子を知る手掛かりを得ることなどを目的とした。

調査は完了しておらず、建物の棟数や所属時期など確定できない部分もあるが、ここでは比較的まとまりのある主なものについて報告する。

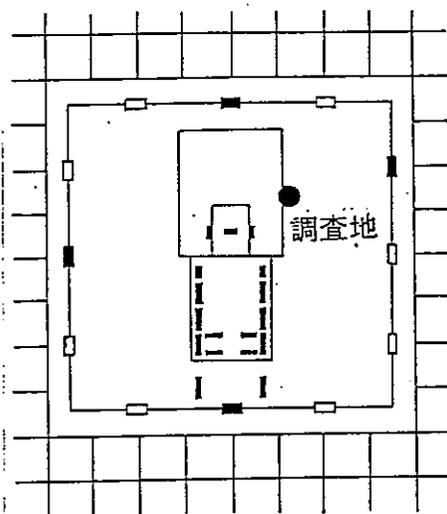
(1) 検出した遺構

遺構は古墳時代から平安時代にわたるが、藤原宮期・藤原宮期以前・藤原宮期以後に分けて述べよう。

I 藤原宮の遺構

南北塀15 北端を後の時期の溝の流路により失っている。東方官衙の建物がその東側で終わっていることから、第41・44次調査で検出した官衙区画の西を限る塀に当たると考えられる。

東西棟建物02 第44次調査で一部を検出している建物の西半部で、西妻は南北塀15と共通である。



南北溝21 幅3.7 m、深さ0.7 mで、堆積土は3層あり、中・下層から土器・瓦・木簡・木片等が出土した。この溝は本調査地の北（1966～67年奈良県教委調査）と南（1971年奈文研第4次調査）で既に確認された宮内基幹水路（東大溝）である。

南北溝20 部分的に掘り下げただけだが、幅1.5 m、深さ0.5 mで、第4次調査で検出した溝の下流に当たると考えられる。北半は後の時期の溝の流路になり不明である。この溝と東大溝21との間には目立った遺構はなく、宮内の通路であった可能性がある。

南北塀16 東大溝（溝21）から5 m西にある。掘形は一辺1 mで、全てに柱抜取穴があり、大部分は西に抜いている。以前の調査で、内裏東側を画する塀（内裏東外郭塀）であることが判明している。

南北棟建物01 東外郭塀（塀16）から約15 m西の内裏内にある。全容は明らかでないが、宮内の建物では稀な一辺約1.5 mの大きな掘形を持つ。円形の柱抜取穴がある。

II 藤原宮期以前の遺構

藤原宮期以前の遺構には古墳時代と7世紀後半の遺構がある。

イ. 古墳時代の遺構

建物02・03 方眼方位に対し45°の振れがあり、第44次調査区で検出した5棟の古墳時代建物と類似するが、規模からみて時期は異なるであろう。

斜行溝22 幅1.0～1.9 m、深さ0.1～0.4 mで、堆積土は2層あり、6世紀前半の遺物が出土した。

斜行溝23 幅0.6 m、深さ0.15 mである。以上の2条の溝とも45°振れ、第44次調査区の斜行溝と同じく建物群の周囲を区画する溝の可能性はある。

土坑29 調査区北端に一部が出ているが、径約3.5 mの円形とみられる。

ロ. 7世紀後半の遺構

南北溝24 幅1.0 m、深さ38 cmの断面逆台形の溝で、位置的にみて宮の先行条坊道路の東一坊坊間路の東側溝に当たると考えられる。

南北塀18 南北溝24の東1.5 mにあり、旧条坊道路に沿っているため、同時

期とみられる。

東西塀17 大部分が畦畔の下であるが、第44次調査区にある東西塀の延長部に当るものであろう。西端は南北溝により不明である。北に折れるのであろうか。宮直前の時期に比定されている。

東西棟建物05 これも第44次調査区で検出した建物の西半部で、同じく宮直前の時期である。

南北棟建物06 東外郭塀(塀16)より古く、近くの先行条坊道路や塀18との関係からみて同時期とみられる。

土坑30 径約3mの円形である。

Ⅲ 藤原宮期以降の遺構

奈良時代と平安時代の遺構である。

石組溝25 玉石を用いており、抜き取られている箇所もあるが、底石2列と側石1段の東西溝である。幅55cm、深さ25cm。やや斜行して東大溝21の上を通るので、藤原宮期以後に造られたものであろうが、溝内堆積土の遺物からみて奈良時代のものと考えられる。

井戸27 縦板組の井戸で、南側は畦畔の下で不明だが、隅木はなく西側の井戸枠が残っている。奈良時代。

建物11・12・13 いずれも柱穴が小さく、柱筋が偏向するものがある。

井戸28 隅木のある縦板組の井戸で、井戸枠の一边は約80cmである。

土坑31 東西6m、南北4mの不整形である。

以上はいずれも平安時代の遺構であるが、そのうち井戸28は10世紀後半の遺物が出土している。

南北棟建物10 柱間寸法の小さい総柱建物で、建物06より新しい。

主要建物の規模

建物	桁行	柱間寸法	梁行	柱間寸法
01	8間以上	3.0m	2間以上	3.0m
02	7間カ	2.7m	3間	2.4m
05	10間カ	2.0m	2間	2.3m
06	4間	2.1m	2間	1.6m
07	2間以上	2.0m	3間	1.7m
08	5間以上	1.8m	2間	1.9m
10	3間	1.5m	2間	2.0m
塀15	11間以上	2.6m		
16	12間以上	3.0m		
17	22間以上カ	1.8m		
18	17間以上	2.1m		

南北棟建物09 北妻が出ているだけだが、建物10と南北に並ぶので同時期であろう。

東西棟建物07 南面に庇がある。藤原宮期の建物02より新しい。

南北棟建物08 西側柱列を建物07の西妻に揃えるので、同時期であろう。

南北棟建物14 北妻が出ているだけである。東側柱列を建物07の西妻に揃えるので、同時期であろう。

以上の建物07・08・09・10・14は藤原宮の時期より新しいが、奈良時代なのか平安時代に入るのか今のところ決め手はない。しかし溝25のような石組の整った溝があることから、それに伴う建物があったとしても不自然ではない。

南北溝26 石が散乱しているが、一部に数石並んでいる箇所もあり、もとは石で護岸していたのであろう。3度の流路の変化があり、最も西側は平安時代であるが、他は奈良時代であろう。

なお、これらの遺構以外に南北塀19がある。東大溝21の東に沿うので同時期かともみられるが、藤原宮期にしては掘形が小さく、時期ははっきりしない。

(2) 出土遺物

東大溝21から土器が比較的少量に出土した以外は顕著な遺物に乏しい。溝21からは土器の他、硯・土馬・木簡・木片が出土した。木簡は総計33点だが、ほとんどが断片で、完形品は隠岐国の貢進物荷札があるだけである。南北溝26からはこれまで例を見ない瓦が出土している。隅木蓋瓦あるいは鳥衾の可能性もあるが明確でない。同じく南北溝26から銭貨(銭種不明)、土坑30からは紡錘車が出土した。

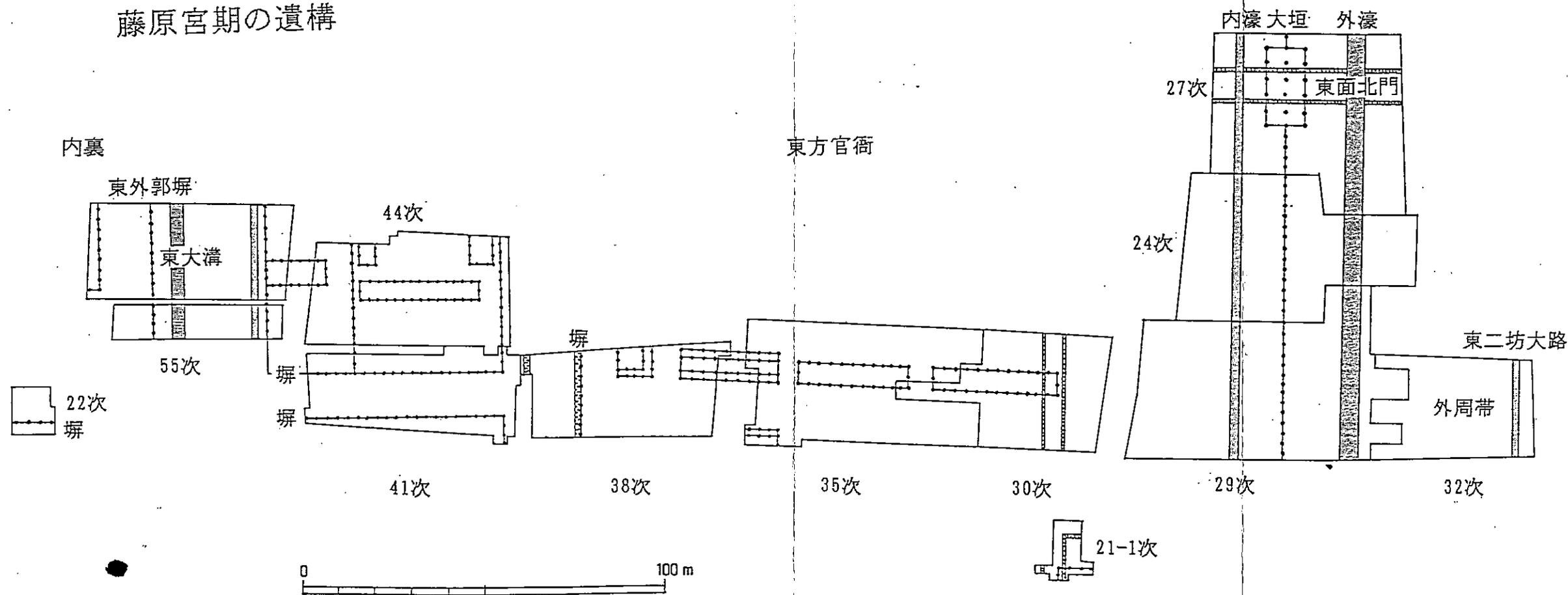
(3) まとめ

I 東方官衙の西限塀15の検出により、官衙区画の東西長が66mであることが明らかとなった。これは土地計測の基準尺である大尺では750尺の4/5になる。またこの区画の南北長は88m(250大尺)の可能性があるので、ひとつの官衙区画の規模が推定できることになる。

Ⅱ 内裏東外郭堀16に近接して大きな建物01の存在が確認できた。この建物は柱間寸法が10尺あり、宮内では例の少ない大規模なものである。平城宮では内裏の東外郭官衙の並ぶ場所であり、あるいは内廷官司の建物であるかもしれない。しかし本調査地の東南の第22次調査地では10尺の柱間を持つ内裏内郭を画する東西堀とみられるものを検出しており、建物01も内郭堀になる可能性を残している。

Ⅲ 奈良・平安時代の石組溝や建物の存在により、遷都後もこの地域がかなり重要な場所として機能していたことが判明した。遷都後すぐに荒廃していったのではなく、公的な施設がしばらく存続した可能性がある。また平安時代に一部は荘園化したことが既にわかっているが、その関連の遺構もあると考えられる。

藤原宮期の遺構



藤原宮第55次調査遺構概略図

